

計画等の案の概要

名 称	静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の制定（案）		
公表するもの	静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の制定（案）の概要		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和6年9月27日（金）～ 令和6年10月17日（木）
	無		
担当課等名	健康福祉部生活衛生局衛生課動物愛護班		電話番号 054-221-2347
総合計画における位置づけ	9 多彩なライフスタイルの提案 9-1 魅力的な生活空間の創出 (1) 豊かな暮らし空間の実現		
審議会等の名称	この条例及び規則に関しては審議会に付議しない。		
1 趣旨 令和7年度に「（仮称）静岡県動物愛護センター」の開所を予定しています。 この開所にあたり、「静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例」を制定することとします。 なお、この条例では、（仮称）静岡県動物愛護センターの設置の目的や開館日について定めることとします。			
2 骨子 (1) 主な内容 ① 設置目的 動物の愛護及び適正な飼養に関し県民の理解を深め、もって人と動物の共生する社会を実現することを目的とします。  ② 設置場所 富士市に設置します。  ③ 利用料金 現在検討中です。  ④ 開館時間及び休館日 原則として、開館時間は午前9時から午後4時45分までとし、12月29日から翌年の1月3日までを休館日とします。 ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができます。  ⑤ 指定管理者 （仮称）静岡県動物愛護センターの管理に関する業務を法人その他の団体で知事が指定するものに行わせるものとします。  (2) 施行期日 令和7年度中を予定しています。			